

安城市

令和8年4月1日から開始

こども①誰②でも通園制度

こども誰でも通園制度って？

低年齢児のお子さんが月一定時間の利用可能枠の中で、保育園・認定こども園等を利用できる制度です。保護者の就労要件は問いません。

対象となるこども

次の①と②を満たすこども

①0歳6か月から3歳未満

②認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育施設等に通っていないこと

実施園

- ・東部こども園
- ・高棚こども園
- ・三ツ川こども園

※一時保育と合同で実施します。

定員

1日 6名/園（午前3名、午後3名）

利用可能時間

こども1人につき月10時間

利用方式

定期利用（決まった曜日、時間に利用）
2.5時間/回×4回（週1回利用）

事業実施日時

平日 午前9時～11時30分
午後1時～3時30分

利用料

1回（2.5時間） 750円（予定）

給食の提供

なし ※おやつは提供します

予約単位

1か月ごとに要予約



※裏面もご覧ください。

ご利用の流れ

1 認定申請

認定を受けるための申請をしてください。申請は原則オンライン（こども誰でも通園制度総合支援システム）で行ってください。申請：令和8年3月9日（月）～

2 面談予約

認定を受けたら初回面談の予約をしてください。こども誰でも通園制度総合支援システムから予約ができます。

3 初回面談

初回面談の予約ができたら利用希望園で面談を受けてください。**面談は必須**です。
持ち物：母子健康手帳

4 利用予約

面談後、利用の予約をしてください。申込開始日から利用園に電話して予約をしてください。申込開始は、利用月の前月の1日からです（4月利用については、令和8年3月23日（月）の午後から予約できます）。予約可能時間：9：30～16：30（3月23日を除く）

5 利用

予約が完了したら予約日に利用ができます。こども誰でも通園制度総合支援システムで登園管理をしますので、利用する際は必ずスマートフォンをお持ちください。

6 支払い

利用後、園に利用料を支払います。

よくある質問

Q こども誰でも通園制度はどういう時に利用するものですか？

A こども誰でも通園制度はこどもの育ちを応援するため、こどもを園に「通わせる」制度です。利用するための要件はありませんが、幼稚園入園前や復職前の「慣らし保育」のような使い方ができます。

Q 一時保育との違いはありますか？

A 一時保育は、主に保護者の都合に合わせてこどもを園に「預ける制度」です。両者は併用することができますので目的に応じてご利用ください。

Q 認可外保育施設に通っています。こども誰でも通園制度を利用できますか？

A はい、ご利用いただけます。

Q 3歳の年度末まで利用できますか？

A こども誰でも通園制度は、0歳6か月から3歳未満のお子さんが対象になります。そのため、満3歳（誕生日の前日）になった時点でご利用いただけなくなります（ご利用できるのは誕生日の前々日までです）。

Q 予約は先着順ですか？

A はい、先着順です。ただし、市内在住の方を優先させていただく場合があります。

Q もっと詳しい内容が知りたいです。

A 安城市の公式ウェブサイトに掲載されていますのでご覧ください。こちらからご覧いただけます→



【問い合わせ先】

安城市役所保育課入園係 TEL:0566-71-2228（直通）